

山形県の最低賃金が改正されました！

山形県最低賃金	最低賃金額		効力発生日
	時間額	790円	令和元年10月1日

※山形県最低賃金は、すべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用されます。

特定（産業別）最低賃金	最低賃金額		効力発生日
一般産業用機械・装置等製造業	時間額	859円	令和元年12月25日
電気機械器具等製造業	時間額	843円	
自動車・同付属品製造業	時間額	858円	
自動車整備業（整備に携わる者に限る）	時間額	862円	

※特定（産業別）最低賃金は、県内4つの産業の基幹的労働者に適用され、山形県最低賃金を上回る額で設定されている最低賃金です。

【問合せ】 山形労働局 労働基準部 賃金室 ☎023-624-8224

